

「臨時福祉給付金」のお知らせ

平成26年4月の消費税率引き上げによる影響を緩和するため、所得の低い方々に対して、国の暫定的・臨時的な措置として臨時福祉給付金を支給するものです。今年度は、子育て世帯臨時特例給付金の対象になる方についても、両方の給付金を受け取ることができます。支給対象となる可能性のある方（世帯）には、8月末に申請書を郵送します。

[支給対象者]

平成27年度分市町村民税（均等割）が課税されていない方

※ただし、課税されている方の扶養親族となっている場合や生活保護制度の被保護者となっている場合は対象外です。

[支給額]

支給対象者1人につき 6,000円

※平成26年度と異なり基礎年金受給者等の加算措置はありません。

[申請方法]

申請書と必要書類を同封の返信用封筒にて郵送してください。または役場窓口に直接提出してください。

[申請期間]

平成27年9月1日（火）～平成27年11月30日（月）

◎申請書提出後、支給決定まで1カ月程度かかります。また、審査の結果、支給対象とならない場合もありますのであらかじめご了承ください。

「臨時福祉給付金」や「子育て世帯臨時特例給付金」に関する“振り込め詐欺”や“個人情報の詐欺”にご注意してください。

・舟橋村や厚生労働省の職員等をかたった不審な電話や郵便があった場合は、舟橋村生活環境課や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。

【問い合わせ先】

臨時福祉給付金申請について

生活環境課 臨時福祉給付金 担当

TEL 464-1121（内線34）

村民税について

総務課 村民税 担当

TEL 464-112（内線29）